

問題1. 外為法第25条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されている。下線部分の「政令」は、いずれも輸出貿易管理令のことである。×

問題2. 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の9の項に関連する貨物を中国のメーカーYから輸入し、米国などで販売する予定である。輸出令別表第1の9の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制であるから、同サイトにある英文の規制リストを参考に中国のメーカーYに該非を確認するとよい。○

問題3. 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の7の項（1）に該当する製造図面（計3枚）を中国のメーカーYに提供し、製造可能か確認する予定である。この場合、製造可能か確認するだけであれば、メーカーXは役務取引許可を取得する必要はない。×

問題4. 本邦にあるメーカーXは、駐日カナダ大使館に輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置（1セット・価額150万円）を納品する予定である。この場合、輸出にはあたらないので、輸出許可は不要である。○

問題5. 本邦にあるメーカーXは、2年前に輸出許可を取得して、米国にあるメーカーYに5台のポンプ（輸出令別表第1の3の項（2）9に該当）を輸出した。そのうち、2台のポンプが故障したので、メーカーXは、修理のため、当該ポンプを輸入し、修理後、メーカーYに再輸出する予定である。この場合、修理代金が10万円であっても、メーカーXは、輸出許可は不要である。○

問題6. 英国にあるメーカーXは、本邦で開催されたロボットの国際展覧会が昨日終了したので、出品した輸出令別表第1の2の項に該当するロボットα（1セット）を、本邦に輸入した時と全く同じ状態で、明日、英国の自社に返送する予定である。この場合、メーカーXは、輸出許可を取得する必要はない。○

問題 7. 本邦にあるメーカー X は、イラクにある国連の事務所に輸出令別表第 1 の 9 の項 (1) に該当する無線通信装置 1 セット (総価額 50 万円) を輸出する予定である。この場合、メーカー X は、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。×

問題 8. 輸出令第 5 条第 1 項では、「(A) は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第 48 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 条第 1 項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定されている。(A) には「税関」が入る。○

問題 9. 「輸出令別表第 1 の 9 の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第 1 の 9 の項に該当する貨物という意味である。○

問題 10. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当するロボット 1 台を、取得している一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、ベルギーにあるメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 7 年間保存しなければならない。×

問題 11. 本邦にあるメーカー X は、フィリピンにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する無機繊維 2 トン分の注文を受けた。用途を確認したところ通常兵器である戦車の部品製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、メーカー X は輸出許可申請が必要である。×

問題 12. 本邦にあるメーカー X は、タイの警察から、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当する暗号通信装置 10 セット (総価額 500 万円) の注文を受けた。用途を確認したところ、反政府活動をする団体を監視するために使用すると連絡を受けた。メーカー X が特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、当該暗号通信装置を輸出する場合、事前に経済産業省に届出をする必要がある。○

問題 13. 外為法第 55 条の 10 により、全ての輸出者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室に外為法等遵守事項を含む輸出管理内部規程を提出することが義務付けられている。×

- 問題 1 4. 輸出許可申請時に添付する契約書には、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが運用通達等で求められている。○
- 問題 1 5. 本邦にある貿易会社 X は、米国にあるメーカー Y から住宅用の産業用銃 1 0 台（輸出令別表第 1 の 1 の項に該当）を購入し、メキシコにある住宅メーカーに販売する予定である。当該産業用銃は、米国からメキシコに直接輸出される。この場合、貿易会社 X は、外為法第 2 5 条第 4 項の仲介貿易取引許可を取得する必要はない。×
- 問題 1 6. 輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄では、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されている。この経済産業省令とは、「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」のことである。○
- 問題 1 7. 本邦にあるメーカー X の技術部長は、来月、米国にある I T メーカー Y の社員にインターネットを通じて、技術指導をする予定である。技術指導には、外為令別表の 9 の項に該当する暗号装置の製造技術が含まれている。この場合、メーカー X は、役務取引許可が必要である。○
- 問題 1 8. シンガポールからの留学生 X は、来日から 7 ヶ月を経過した。この場合、留学生 X は、居住者として取り扱われる。○
- 問題 1 9. 外為法等遵守事項では、輸出管理体制の最高責任者は、組織を代表する者とされている。○
- 問題 2 0. 本邦にある貿易会社 X は、いずれも告示貨物ではない輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路（価額 9 5 万円）と輸出令別表第 1 の 7 の項（9）に該当するサンプリングオシロスコープ（価額 9 0 万円）を家電製造用にタイにある家電メーカー Y に輸出する契約を結んだ。これらの貨物を輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。○
- 問題 2 1. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する炭素繊維を中国にある Y 大学に輸出する際、用途は「航続距離が 3 0 0 キロメートルを超える無人航空機の製造に使用する。」と連絡を受けた。この場合、メーカー X は、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は不要である。×

問題 2 2. 外国ユーザーリストは、通常兵器キャッチオール規制の需要者要件に関するリストである。×

問題 2 3. キャッチオール規制に関する輸出許可・役務取引許可の申請は、経済産業省の安全保障貿易審査課に行う必要がある。○

問題 2 4. 外為法等遵守事項では、該非判定に関して手続を明確にし、実施することが求められている。○

問題 2 5. 個別輸出許可証の有効期間は、経済産業大臣によって、特に必要があると認められた場合を除き、許可を受けた日から原則、6ヶ月である。○

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第52回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物